

2021年9月15日

教員各位

理事・副学長（教育・国際担当）

10月以降における授業等の実施方法及び入構制限について（通知）

東京都における新型コロナウイルスの感染状況は、徐々に低減してきているとはいえ、いまだに高い値を示しており、政府による緊急事態宣言も9月30日まで延長されました。また、本学でも新規感染者の報告が後を絶たず、決して予断を許さない状況です。

このような状況を踏まえつつ学生の学修機会を確保するため、10月以降における授業等の実施方法及び学生の入構制限について、下記のとおり、新型コロナウイルス対策本部会議において決定しましたのでお伝えいたします。

この10月以降の主な変更点は、特に大学構内で実施する実験・実習科目については担当教員の判断で対面授業を実施することができるようにしています。ただし、対面授業を実施する場合は、大学に通学させることとなることから、大学構内での感染防止策の徹底はもとより、来学時・帰宅時における学生の行動についても授業の前後において注意喚起するようお願いいたします。

なお、授業や定期試験の実施方法等に変更がある場合には、学務システム(LiveCampus)等で学生にその旨を周知してください。

記

1 10月1日～10月31日における授業等の実施方法

(1) 10月末までの対応

【対応レベル2】

対面授業で実施することを原則としつつ、対面授業を控えて遠隔授業の実施を強く依頼する。

→ 部局長等が真にやむを得ないと判断する場合は、対面授業の実施を可とする。

ただし、10月末までについては、次のとおり対応することとする。

ア 講義科目

極力対面授業を控え、遠隔授業で実施する。

→ 部局長等が真にやむを得ないと判断する場合は、対面授業の実施を可とする。

イ 実験・実習科目

・大学構内（品川・越中島キャンパス内）での実施

極力対面授業を控え、遠隔授業で実施する。

→ 担当教員が10月中に対面授業で実施する必要があると判断する場合は、対面での実施を可とする。

- ・水圏科学フィールド教育研究センター・大学構内以外の施設等での実施
部局長が学生の出張等の取決めや当該施設等利用上の取決めなどを踏まえ、対面で実施する必要があると判断する場合は、対面での実施を可とする。

ウ その他

担当教員が授業等の実施に当たりクラス分け試験が必要だと判断する場合、当該クラス分け試験については、公平・公正を担保する観点から対面での実施を可とする。

※ 上記ア～ウにおいて対面授業等を実施する場合

デルタ株等の変異株の感染状況を踏まえ、従来以上に換気を徹底するなどの感染防止対策を講じる。特に実験室での実験等については、クラスを分割し少人数で実施するなど、十分な感染防止対策を講じることとする。

(2) 11月以降の対応

首都圏（特に東京都）における政府の緊急事態宣言等の発出状況、東京都における感染者数及び死者数の推移及び本学における感染等の状況を踏まえ、次に示す判断基準等に基づき総合的に判断する。

- ①「感染状況が悪化している場合」：【対応レベル3】
- ②「感染状況に改善がみられない場合」：【対応レベル2】
- ③「感染状況が改善している場合」：【対応レベル1】

※ その他参考

- ① [7月12日以降における授業形態及び入構制限措置の移行について（通知）](#)
- ② 緊急事態宣言等発出期間中における対面授業の実施基準について〔別添〕

2 10月1日～10月31日における入構制限及びその例外措置

(1) 入構制限

入構許可を得た学生以外の立ち入りを禁止する。

(2) 例外措置

次の①～④の学生に限り、届出により許可する。

- ① 本学が認める対面での授業等の受講のために入構する学生
- ② 学位論文研究を行う学部4年生及び大学院学生等
- ③ 生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生
- ④ 対面での定期試験の受験のために入構する学生

(3) 参考：11月以降の対応

- ①「感染状況が悪化している場合」及び②「感染状況に改善がみられない場合」
学生の大学構内への立ち入りを禁止する。
ただし、本学が認める対面授業に出席する学生、学部4年生や大学院学生及び生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生に限り許可する。
- ③「感染状況が改善している場合」
学生の入構制限は解除するが、入構時に学生証を提示することとする。

3 入構手続

(1) 申請書及び入構者名簿提出期限

申請書及び入構者名簿の提出は、1週間単位（月曜日～日曜日）で、前週の木曜日12時00分までに申請すること。

(2) 提出方法

研究室単位又は授業科目単位で別紙1「申請書」及び別紙2「入構者名簿（授業及び定期試験は受講者名簿での代替可。）」を作成し、メールにて提出すること。

(3) 提出先

品川キャンパス：施設課課長補佐 (nyukoshinsei@o.kaiyodai.ac.jp)

越中島キャンパス：越中島地区事務室管理係 (e-kanri@o.kaiyodai.ac.jp)

4 注意事項

本件については、学生の大学構内への立ち入りを禁止した上での例外措置やその手続等について示したものであり、特に次の事項に注意すること。

- 本件は真にやむを得ない理由での例外措置である。研究室所属の全学生を入構させる、あるいは全期間に渡って入構させるなどの機械的な申請は行わないこと。また、申請していることで、学生の登校を義務づけることがないようにすること。
- 各事務担当に提出された「入構者名簿」は、各正門守衛所に配置され、当該名簿に記載のある学生のみ入構が可能となる。入構に際しては本人確認を行うので、必ず身分証明書（学生証等）を提示すること。
- 入構人数や入構時間など、申請の状況と実際の状況に乖離が見られるなど、不適切な申請を行った研究室に対しては、一時的に入構申請を不受理とすることがある。なお、入構申請や守衛所での入構者確認は現行どおり実施するが、入構時と出構時には、学生本人が守衛所において入構者名簿に実績の時刻を記入することとする。
- 入構時刻・出構時刻の記録と申請内容との照合は部門長が行うこととする。
- 学生の「真にやむを得ない用務」以外の行動（飲酒を伴う会食、人流の多い場所への立入り等）については厳に慎ませること。
- 用務を終えた学生は、直ちに退出し帰宅させること。
- 引き続き感染防止対策を徹底することが必要であることを学生に十二分に理解させること。

2021年度10月以降における授業等の実施方法及び入構制限について

2021年度10月以降における授業等の実施方法及び入構制限については、新型コロナウイルスの感染状況が改善傾向にある限りにおいては、学生の学修機会を確保する観点から、次のとおり、段階的に緩和していくこととする。

I 2021年度10月以降における対応案

1 判断方法等

現時点で10月以降の新型コロナウイルスの感染状況を予測し授業等の実施方法及び入構制限を確定することは非常に困難であるが、一方で教育・研究活動等を円滑に実施し学生の学修機会を確保するためには、ある程度の方向性を示す必要がある。

そこで、次の(1)～(3)の状況等を踏まえ、10月以降における授業等の実施方法及び入構制限等について総合的に判断する。

- (1) 首都圏（特に東京都）における政府の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置並びに東京都の緊急事態措置等の発出状況
- (2) 東京都における感染者数及び死者数の推移
- (3) 本学における感染等の状況（感染者、濃厚接触者及び大学基準による自宅待機者の人数等）

2 2021年度10月以降における授業等の実施方法

(1) 10月末までの対応

【対応レベル2】

対面授業で実施することを原則としつつ、対面授業を控えて遠隔授業の実施を強く依頼する。

→ 部局長等が真にやむを得ないと判断する場合は、対面授業の実施を可とする。

ただし、10月末までについては、次のとおり対応することとする。

ア 講義科目

極力対面授業を控え、遠隔授業で実施する。

→ 部局長等が真にやむを得ないと判断する場合は、対面授業の実施を可とする。

イ 実験・実習科目

・大学構内（品川・越中島キャンパス内）での実施

極力対面授業を控え、遠隔授業で実施する。

→ 担当教員が10月中に対面授業で実施する必要があると判断する場合は、対面での実施を可とする。

・水圏科学フィールド教育研究センター・大学構内以外の施設等での実施

部局長が学生の出張等の取決めや当該施設等利用上の取決めなどを踏まえ、対面での実施が必要であると判断する場合は、対面での実施を可とする。

ウ その他

担当教員が授業等の実施に当たりクラス分け試験が必要だと判断する場合、当該クラス分け試験については、公平・公正を担保する観点から対面での実施を可とする。

※ 上記ア～ウにおいて対面授業等を実施する場合の要件

デルタ株等の変異株の感染状況を踏まえ、従来以上に換気を徹底するなどの感染防止対策を講じる。特に実験室での実験等については、クラスを分割し少人数で実施するなど、十分な感染防止対策を講じることとする。

(2) 11月以降の対応

①「感染状況が悪化している場合」

【対応レベル3】

対面授業で実施することを原則としつつ、対面授業を控えて遠隔授業の実施を強く依頼する。
→ 理事（教育・国際担当）が真にやむを得ないと判断する場合は、対面授業の実施を可とする。

②「感染状況に改善がみられない場合」

【対応レベル2】

対面授業で実施することを原則としつつ、対面授業を控えて遠隔授業の実施を強く依頼する。
→ 部局長等が真にやむを得ないと判断する場合は、対面授業の実施を可とする。

③「感染状況が改善している場合」

【対応レベル1】

対面授業で実施することを原則とする。その上で、遠隔授業での対応が可能なものやむしろ遠隔授業で高い教育効果を見込めるものは、遠隔授業での実施を推奨する。

3 2021年度10月以降における入構制限措置

(1) 10月末までの対応

本学が認める対面授業に出席する学生、学部4年生や大学院学生及び生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生等、所要の手続により入構許可を得た学生以外の立ち入りを禁止する。

(2) 11月以降の対応

①「感染状況が悪化している場合」及び②「感染状況に改善がみられない場合」

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。

ただし、本学が認める対面授業に出席する学生、学部4年生や大学院学生及び生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生に限り許可する。

③「感染状況が改善している場合」

学生の入構制限は解除するが、入構時に学生証を提示することとする。

II 2021年度4月以降における対応実績

1 2021年度4月以降における授業の実施形態

(1) 前学期当初（4月1日～4月24日）

【対応レベル1】

対面授業で実施することを原則。その上で、遠隔授業での対応が可能なものやむしろ遠隔授業で高い教育効果を見込めるものは、遠隔授業での実施を推奨。

(2) 緊急事態宣言発出時（4月25日～5月11日）

【対応レベル2】

対面授業で実施することを原則としつつ、対面授業を控えて遠隔授業の実施を強く依頼。

→ 部局長等が真にやむを得ないと判断する場合は、対面授業の実施を可。

(3) 緊急事態宣言延長発出時（5月12日～5月31日）

【対応レベル3】

遠隔授業で実施することを原則。

→ 理事（教育・国際担当）が真にやむを得ないと判断する場合は、対面授業の実施を可。

(4) 6月1日～6月13日

【対応レベル3】

(5) 6月14日～6月30日（感染状況が悪化していなければ）

【対応レベル2】

(6) 7月1日以降（感染状況が悪化していなければ）

【対応レベル1】

(7) 7月12日～8月22日

【対応レベル2】

→ やむを得ないと部局長等が判断する場合は、対面授業の実施を可とする。

(8) 9月1日～9月30日

【対応レベル2】とする。

→ やむを得ないと部局長等が判断する場合は、対面授業の実施を可とする。

2 2021年度4月以降における入構制限措置

(1) 前学期当初（4月1日～4月24日）

学生の大学構内への立ち入りは制限しないが、入構時に学生証の提示を求める。

(2) 緊急事態宣言発出時（4月25日～5月11日）

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。ただし、9月卒業・修了予定の学部4年生及び大学院学生並びに生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生に限り許可。

(3) 緊急事態宣言延長発出時（5月12日～5月31日）

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。ただし、9月卒業・修了予定の学部4年生及び大学院学生並びに生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生に限り許可し、入構にあたっては守衛所での申告を必要とする。

(4) 6月1日～6月13日

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。ただし、9月卒業・修了予定の学部4年生及び大学院学生並びに生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生に限り許可し、入構にあたっては守衛所での申告を必要とする。

(5) 6月14日～6月30日

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。ただし、学位論文研究を実施する学部4年生及び大学院学生並びに生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生に限り許可し、入構にあたっては守衛所での申告を必要とする

(6) 7月1日以降（感染状況が悪化していなければ）

入構制限を解除するが、入構時に学生証の提示を求める

(7) 7月12日～8月22日

対面授業への参加、遠隔授業のための学内施設の利用、学位論文作成のための研究等を行う学生に限り認めるものとし、入構時に学生証の提示を求める。

(8) 8月23日～8月31日

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。

次の①～③の学生に限り、届出により許可する。①対面での授業実施が真にやむを得ないと部局長（学部長、研究科長又は専攻科長）が判断した授業の受講のために入構する学生②学位論文研究を行う学部4年生及び大学院学生等③生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生

(9) 9月1日～9月30日

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。

次の①～④の学生に限り、届出により許可する。①対面での授業実施が真にやむを得ないと部局長（学部長、研究科長又は専攻科長）が判断した授業の受講のために入構する学生②学位論文研究を行う学部4年生及び大学院学生等③生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生④前学期等の対面での定期試験の受験のために入構する学生